◆突出広告物・地上設置型広告物・車体広告物・電柱、電話柱又は停留所標識を利用するもの、
アドバルーン・広告幕・立看板・はり紙又ははり札の場合に事前協議書とあわせて提出してください。

突出広告物・地上設置型広告物・車体広告物・電柱、電話柱又は停留所標識を利用するもの
アドバルーン・広告幕・立看板・はり紙又ははり札

広告物の種類（種類を選んで下記欄へ番号を記入してください。）
①突出広告物　②地上設置型広告物　③車体広告　④電話、電話柱又は停留所標識を利用するもの
⑤アドバルーン　⑥広告幕　⑦立看板　⑧はり紙又ははり札　⑨その他の広告物（　　）

自家用・非自家用	種類	掲出高さ 上端(m)	掲出高さ 下端(m)	1基当たり 照明の有無	1基当たり たて(m)[h]	1基当たり よこ(m)[w]	1基当たり 面数[n]	1基当たり 表示(設置)面積(㎡)[h×w×n]	数量	変更有無②	単位当たり手数料(円)	手数料(円)
自	①②	10	7.0	有	3.0	2.0	2	12	1	無		
自	⑥	－	－	無	6.0	1.5	1	9.0	6	有		